

令和7年6月玉川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年6月6日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案の上程
- 日程第 4 村長の提案理由の説明
- 日程第 5 請願・陳情の処理について（委員会付託）
- 日程第 6 議長発議 予算審査特別委員会の設置について
- 日程第 7 予算審査特別委員会正副委員長互選結果報告について
- 日程第 8 予算の審査について（委員会付託）

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 小針 善誠 君 | 2番 | 堀越 美保 君 |
| 3番 | 佐久間 福男 君 | 4番 | 円谷 兼一 君 |
| 5番 | 岩谷 幸雄 君 | 6番 | 大羅 将 君 |
| 7番 | 須藤 安昭 君 | 8番 | 林 芳子 君 |
| 9番 | 飯島 三郎 君 | 10番 | 三瓶 力 君 |
| 11番 | 石井 清勝 君 | 12番 | 小針 竹千代 君 |

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 小原幸春 会計年度任用 須藤智恵子

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|----------|--------------------------|---------|
| 村長 | 須金 泰一 君 | 副村長 | 丹内 一彦 君 |
| 教育長 | 岡崎 寛人 君 | 総務課長 | 塩田 敦 君 |
| 企画政策課長 | 添田 孝則 君 | 住民課長 | 大越 健一 君 |
| 税務課長兼 会計管理者 | 増子 広行 君 | 健康福祉課長 | 坂本 敬 君 |
| 健康推進 担当課長 | 廣瀬 亜紀子 君 | 産業振興課長 兼農業委員会 事務局長 | 小針 達夫 君 |
| 地域整備課長 | 小針 武彦 君 | 遊水地 対策室長 | 溝井 浩一 君 |
| 教育課長 | 塩澤 春美 君 | 学校等整備 対策室長 | 須田 潤一 君 |
| 公民館長 | 高林 浅輝 君 | | |

◎開会の宣告

○議長（小針竹千代君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人であります。

定足数に達していますので、令和7年6月玉川村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（小針竹千代君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小針竹千代君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小針竹千代君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

4番 円 谷 兼 一 議員

5番 岩 谷 幸 雄 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（小針竹千代君）　日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小針竹千代君）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの7日間に決定しました。

◎議案の上程

○議長（小針竹千代君）　日程第3、議案の上程を行います。

本定例会に提出された議案は、お手元にお配りしました議事日程表の裏面に記載のとおり、報告第1号　繰越明許費についてから議案第30号　農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの報告3議案、専決予算4議案、条例3議案、補正予算2議案、人事1議案、計13議案であります。

◎村長の提案理由の説明

○議長（小針竹千代君）　日程第4、村長の提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長　須金泰一君登壇]

○村長（須金泰一君）　皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和7年玉川村議会6月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに何かとご多忙の中、ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

当面する重要な議案を提出いたしましたので、以下、提案理由についてご説明いたしますが、それに先立ち、本年4月、令和7年春の叙勲におきまして、旭日双光章受章の栄に浴されました須藤利夫前村議會議長に対しまして、お祝いの言葉を述べさせていただきます。

須藤前議長におかれましては、平成16年に地域住民から推されて玉川村議會議員選挙で当

選以来、令和6年3月までの5期20年間の長きにわたり在職し、その間、議長を平成20年4月から令和6年3月までの4期16年の長きにわたり務められ、高邁な政治理念に加え、卓越した政治手腕とリーダーシップをもって、村民の公共の福祉向上に多大な貢献をされました。

これらのご功績により、令和7年春の叙勲におきまして、旭日双光章受章の栄に浴されましたことは、誠にご同慶に堪えないところであり、心からのお祝いとお喜びを申し上げます。誠におめでとうございます。

長年にわたり、地方自治の振興にご尽力いただきましたことに対し、改めまして敬意と感謝を申し上げますとともに、今後とも村政各般にわたり、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、村政に関する当面の諸課題等につきまして、所信の一端を述べさせていただきます。

議員各位、そして村民の皆様方のご協力によりまして、おかげさまをもちまして、任期の折り返しを迎えることができましたが、この間、私は、時代とともに進化し、多くの方々に選ばれる、選んでいただける村づくりを基本的なコンセプトに、村民の皆様が安全に安心して快適に暮らせる生活環境、質の高い行政サービスを提供し、玉川村に生まれてよかったです、住んでよかったです、選んでよかったですと、お一人お一人が満足し、誇りの持てる、魅力ある、活力ある元気で豊かな玉川村を、村民の皆様のお声やご意見をしっかりとお聴きし、村民の皆様と一緒につくっていくことを目指し、人口減少対策を最重要課題の一つに掲げ、子育て支援や高齢者福祉の充実をはじめとする各種施策に取り組んでまいりました。

現在、地方自治体を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、待ったなしの対応が突きつけられております。これらの課題を正面から真摯に受け止め、果敢に挑戦し、解決し、具体的な形として、村民の皆さんのが快適な生活、満足いく生活を確保していく必要があります。そのためには、職員個々のスキルを高め、役場全体としての組織力を強化してまいりたいと考えております。

引き続き、進化と選ばれる村づくりの2つのキーワードを大事にしながら、未来を切り開くこと、新しいことに挑戦することに臆することなく、斬新な発想で各種施策に挑戦し、村民の皆様の一つ上の暮らしを実現すべく、より質の高い行政サービスを提供してまいりたいという意を強くしたところであります。

次に、米国のトランプ政権下における関税措置は地方自治体にも多大な影響を及ぼしており、製造業が盛んな地域では雇用の減少や企業の倒産が懸念されるなど、地域経済のバランスを崩す要因ともなっております。また、国際的な貿易関係を悪化させる結果にもつながる

など、地域経済や産業構造への課題や影響が心配されております。

これらの関税措置は、輸入品に対する高い関税を設定することにより、米国国内産業の保護を目的としておりますが、輸入品に対する関税が上がることで、最終的には消費者価格が上昇し、生活費の負担が増加することとなり、経済的な格差を助長するなど、国際問題を複雑化、深刻化する要因にもなっております。これらの問題は、地域の企業や消費者に対しましても影響を与えることから、村といたしましても国や県の動きを注視し、関税措置による影響を軽減するための情報収集に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国の経済状況等について申し上げます。

内閣府が公表した令和7年5月の月例経済報告によりますと、景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感が見られ、先行きについても、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるとしております。

また、県内景気の先行きは、物価上昇の個人消費への影響、海外経済への動向が生産に及ぼす影響、雇用・所得の動向に加え、各国の通商政策の展開と生産や企業収益への影響に注意していく必要があるとされており、村といたしましても、いわゆるトランプ関税への対応分として、50億5,559万円を補正予算として計上したところであります。

本村におきましても、こうした国・県の経済状況を踏まえ、物価上昇や金融資本市場の変動が地方の実体経済や村民生活等に与える影響等について把握し、国や県の動きを注視しながら、引き続きしっかりと対応していくために、情報収集に努めてまいります。

次に、昨年から続く、いわゆる令和の米騒動につきましては、日本の食文化の中心である米が消費者へ安定供給できず、店頭販売価格が例年の倍程度の金額で高止まりするなど、家計に大きな負担が生じている状況にあります。国では政府備蓄米を放出するなどして対策を講じてますが、すぐに効果が現れないことから、5月30日以降、随意契約により政府備蓄米の放出を実施し、5キログラム2,000円程度で販売されたとの報道がなされておりますが、まだ不透明で流動的なところもあることから、今後の米政策についての動きをしっかりと見極めてまいりたいと考えております。

一方で、令和6年産米がJA買取り価格で1俵2万円を超えたことにより、農業資材等の高騰などで厳しい農業経営が続いている農家にとりましては、明るい材料になっておりますが、国ではセーフティーネット導入等の検討についても言及していることから、本村農業が持続的に発展していくために、今後、国の農業政策の動向を注視しながら、農家の皆様への速やかな情報提供や村営農推進協議会と連携した営農指導、さらには経営所得安定対策の加

入促進をはじめとする各種農業制度の活用支援など、適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、現在進行中の第6次玉川村振興計画は本年度末までの計画期間となっており、新たな計画となります第7次玉川村総合計画として、基礎調査を基に本年度中の策定に向け鋭意取り組んでいるところでございます。

総合計画は、自治体の各種計画の基本となり、村づくりの方向性を示すもので、最上位に位置づけられる計画であります。将来的な目標を定める基本構想と、効果的な行政経営の指針となる基本計画及び実施計画により構成されます。将来の村づくりに大きな影響を及ぼす人口減少対策を引き続き最重要施策の一つと位置づけ、移住・定住につながる交流人口、関係人口の拡大や移住・定住促進事業等の一層の充実、さらには子育て支援や高齢者福祉の充実をはじめ、仕事、住居、教育、福祉・医療や生活インフラの整備など、総合的な政策として積極的に各種施策に取り組んでまいります。

次に、人口減少対策、交流人口、関係人口の拡大についてであります、村ではこれまで、第6次玉川村振興計画の下、にぎわい創出と交流の拡大に向け、人口減少対策として様々な事業に取り組んでまいりました。閉校した校舎を活用した森の駅 y o d g e や、すがまプラザ交流センター、体育館やグラウンドを再利用したアーバンスポーツたまかわやスキルパークたまかわ、そして村内の教員住宅や空き店舗を活用したお試し住宅や乙な駅たまかわなどを整備し、交流人口、関係人口の拡大に注力してまいりました。

これまでも述べましたとおり、移住を促進する取組の考え方として、移住者は知らない地域、行ったことのない地域を移住候補地とはしないとの考えの下、まずは交流人口拡大のための各種観光事業や様々な体験事業に取り組んでおります。

また、ソフト事業として、たまかわくらしプロジェクトによるサポートセンターの立ち上げや移住コーディネーターによる支援、お試し移住に関するプレステイたまかわ事業やワーカスタイルサポート事業などにも取り組み、村への移住を希望される方々を増やすとともに、サポート体制を整えてきております。

昨年度の各施設や事業の利用者数等につきましては、森の駅 y o d g e については宿泊者が1,330名、利用者数6,593名、すがまプラザ交流センター利用者数9,797名、アーバンスポーツ施設は3,352名、サポートセンターの相談件数は112件、そして乙な駅たまかわについては、昨年9月28日のオープン以来、5月末現在で6万1,000人を超える方々の利用がございました。利用者数や来場者数については、ほとんどが前年度実績を上回っており、着実に

各事業の推進が図られているものと認識をしております。

今年度においても、引き続き、リピーターの方々にも多く利用していただけるよう、さらなる魅力の創出に努め、人口減少対策として交流人口、関係人口の拡大はもちろん、移住施策をより一層推進し、移住者の受入れを人口減少対策の一つとして実行してまいります。

また、村では地域おこし協力隊の受入れも積極的に行っております。今年度も既に3名の隊員を採用し、6月1日現在で16名となっており、多くの自治体が存在する中で玉川村を選び、移住し、地域を盛り上げていただくことは、非常にうれしく頼もしく感じているところであります。

隊員一人一人がより早く地域に溶け込み、自分らしい活動を行い、時には協力隊全体でまとまってイベント活動にも取り組みながら、村民の皆さんに認識していただけるよう村としても支援してまいります。さらには、地域おこし協力隊の卒隊後も見据え、任期終了後も村に定住してもらえるような支援も実施しながら、より一層選ばれる玉川村を目指し、事業を推進してまいります。

次に、移住・定住の受皿として整備しましたがまプラザ住宅エリアにつきましては、3月下旬から5月30日までの間で村民ファースト販売の募集を行いました。申込状況については6件の申込みがあり、今月中に抽せん会を実施し、契約、販売していくこととしております。

また、宅地建物取扱事業者向けの販売につきましては、全25区画を4エリアに分け、6月30日を締切りに募集を行っております。現在、募集中であり、申込状況等の詳細につきましては公正・公平等の観点から公表できませんが、まとまり次第、周知してまいりたいと考えております。

次に、泉郷駅前開発事業につきましては、昨年度、旧駒木根工業跡地の活用と村民等が活用できる地域交通の在り方等も含め、地域住民によるワーキンググループを開催し、参加者の様々な視点から検討しながら、基本構想を取りまとめたところであります。

今年度については、6月中旬に、仮称ではございますが、泉郷駅前利活用検討協議会を立ち上げ、必要とする機能や施設、民間連携手法の在り方、概算の予算規模などについて協議を行い、10月を目途に構想をより具体的な形にしたいと考えております。

また、あわせて、民間企業へのヒアリング調査も実施いたしまして、泉郷駅前に興味を持つ事業者等にもご意見を伺いながら、便利でにぎわいが創出される場所となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者ＱＯＬ向上サービス実証事業につきましては、高齢者や免許返納者等の移動、日常生活でのお買物や通院などの日常生活の様々なシーンにおいて支援していく事業となっており、実証初年度である令和5年度末には54名の登録者で529回の利用、令和6年度末には96名の登録で950回の利用があり、日常生活を送る上での新たな手段として、大変好評のお声をいただいております。

令和7年度も引き続き本実証事業を実施し、国によるライドシェア等の交通施策の法整備、制度設計などにも着目しながら、村における地域交通の在り方、いわゆる玉川モデル構築の観点からも、よりよい事業になるよう実証、検討を続けてまいります。

次に、村におけるデジタル推進とその活用につきましては、昨年度までは、デジタルに不慣れな方々にも、まずは体験していただくことを念頭に、民間企業と連携した手ぶらキャッシュレス実証事業をはじめ、スポーツフォームチェック、健康フィジカルチェック、施設認証チェックイン、プログラミング教室、SDGsポイント事業、こども園における空気循環監視システム事業など、こども園から小学校、中学校、子供から高齢者の皆さんまでを対象に、数多くの事業に取り組んでまいりました。

今年度からは、目標でもある「気づいたらデジタル」を目指し、次のフェーズに移行していくために、より実用的で実践的なデジタル推進と活用を図っていくため、総務省の地域活性化起業人制度を活用し、5月1日にデジタル推進人材を派遣する民間企業との協定を締結いたしました。今後、役場庁内でのデジタル化へ向けた展開や、玉川村内に居を構える企業ならではの事業として、デジタルに不慣れな方のための教室や、商業者や事業者を対象としたデジタル導入アドバイスなど、すぐに実行可能で成果を出せる事業などを立ち上げていきたいと考えております。

行政事務関連では、これまで各地方公共団体が個別にシステムを開発し、カスタマイズしてきておりましたが、国が地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に適合する基幹業務システムについて、標準準拠システムに移行し、将来的にはガバメントクラウドを利用することを努力義務としたところであり、村といたしましても、今年度、基幹業務システムの統一、標準化の対応を開始しております。

また、県においてオールふくしまスマートシティ推進事業を展開していくこととなっており、申請手続や緊急災害情報等をスムーズに県民に周知、提供していくシステムを構築し、安心・安全の提供、利便性の向上に寄与していく事業に、村といたしましてもオンライン申請等に参画していく予定としております。

今後も、行政効率化を目的としたデジタル化はもちろんのこと、村独自の特徴的事業であります地域DXに力を入れてまいります。

次に、観光誘客につきましては、本村の魅力を様々な機会を捉え発信しながら、観光事業を推進してまいります。

去る5月18日に開催された2025春の福島空港まつりにおいては、約8,000人の来場者があり、たくさんの方に空港まつりならではのイベント等を楽しんでいただくことができました。

来年春には、JRグループと福島県、市町村、地元の観光事業者など県内関係機関・団体が一体となり、地域の魅力を発信し、観光客を呼び込む、ふくしまデスティネーションキャンペーンが展開されます。今年度は、その来年のキャンペーンに先立ちまして、ふくしまプレデスティネーションキャンペーンが展開されておりますが、本村においても、この機会を逃すことなく、適時適切な魅力発信など、観光客を呼び込む事業を展開することで、交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、ごみの減量化、資源ごみ排出に伴う分別収集等についてであります。地球温暖化防止対策やSDGsへの観点からも、村でもごみ減量化及び再資源化は大きなテーマであると認識しております。各地区内に設置しているごみステーションにおいて回収を行っておりますが、様々な形態があり、その管理等にも違いがあることから、ごみ集積所も含めた収集の在り方等について検討を行う必要があると考えており、今年度は各行政区長と協議を進めしていくこととしております。

さらに、本年4月より製品プラスチックの分別収集が始まりましたが、分別や洗浄に手間がかかるなどの理由から、回収率は低調であることから、分別の必要性や目的、分別方法、出し方などのマニュアルを作成し、全戸配布を行うなど、改めて住民への周知を徹底し、製品プラスチック類の再利用、再資源化等に取り組んでまいります。

また、全国的に大規模な太陽光発電設備設置に対する問題が発生していることから、自然環境、景観の保全及び災害防止を図るため、太陽光発電設備設置事業と地域の調和に関する条例を制定し、本年5月1日より施行いたしました。今後は、本条例の適正な運用による開発規制の強化等に取り組んでまいります。

次に、本村の主要産業である農業につきましては、農業の担い手不足や農業従事者の高齢化等が全国的な大きな課題となっております。本村においては、これまでに農業機械や園芸施設の導入支援、新規就農者に対する営農サポート、各生産組合等への活動支援など様々な施策を講じながら農業の振興を図ってまいりましたが、抜本的な課題解決に至っていないの

が現状であります。

また、農業資材や燃料価格等の高騰が続いていることから、農業経営は圧迫され、農業離れや遊休農地の拡大がより一層進行していくことが懸念されております。

本村農業が将来にわたり持続的に発展していくよう、玉川村の10年後、20年後を見据え、これまでの振興施策にとどまらず、集落機能を補完して、農地の保全活動や農業を核とした経済活動と併せ、生活支援等地域コミュニティーを維持する取組を行う農村型地域運営組織、いわゆる農村RMOの設立を検討するなど、新たな地域農業の枠組みづくりや在り方を地域の皆様をはじめ関係する団体や組織などと一緒に協議してまいりたいと考えております。

さらには、多様な担い手の育成確保に取り組むとともに、新規就農希望者については、円滑に就農できるよう関係機関・団体と連携を図りながら、技術的支援も含め、就農支援を積極的に実施し、地域農業を支える担い手として育成してまいります。

次に、たまかわ文化体育館ふるさと館につきましては、平成15年12月の開館からこれまで、飛行機や文化財関連の展示スペースとして長年にわたり村内外の方々に貴重な資料室として親しまれてきました。

近年、自然災害の頻発化が懸念される中、地域の防災力を高めるためには避難所の整備や改修が不可欠であることから、ふるさと館についても、大規模災害に備えた避難所として活用できるよう避難所としての機能の充実を図るとともに、ふだんは村民が気軽に集まることができるコミュニティースペースとして活用できるよう改修することとしており、10月には工事を発注する予定しております。

また、須釜公民館につきましては、施設の利用者が年々減少していることや利用している団体が少ないこと、そして毎年一定の維持管理費が生じていることなどから、村として本年度中に今後の利活用の方向性を明確にしてまいりたいと考えております。

次に、住民の健康と健康寿命の延伸に関する取組についてありますが、住民の健康と健康寿命の延伸は、地域社会において非常に重要な課題であります。健康寿命を延ばすことは、個人の生活の質を向上させるだけでなく、医療費や介護給付費などの社会保障負担の軽減にもつながります。

本村においては、健康寿命の延伸を図るため、保健センターを中心として各種事業を実施し、病気の予防、健康の保持増進、病気の早期発見、早期治療に取り組んでおります。

また、健康の保持増進については、保健センターに設置している健康の駅たまかわの健康推進ルームに各種トレーニングマシンを整備し、専門家の指導の下、昨年度の年間延べ利用

は、村民1,899名、村外684名、合計延べ2,583名の皆様にご利用いただいております。

本年度は、健康の駅たまかわの開設から11年目を迎え、開設当初から稼働しているトレーニングマシンの耐用年数も満了となることから、利用者の安全を考慮し、9月から順次、マシンの入替えを行うこととしております。利用時間についても、休日及び夜間も利用できることから、働き盛り世代の皆様にもご利用いただけるよう、より一層のPRに努め、さらなる利用者の増加を図ってまいります。

次に、病気の早期発見、早期治療の取組につきましては、住民健診の受診率及び健診結果で要精密検査となった方の精密検査の受診率向上に努めてまいります。昨年度より集団健診を電話とウェブによる完全予約制とし、受診者からも、健診会場での混雑がなく、待ち時間も少なくスムーズに受診することができたとの声が多く聞かれ、大変好評をいただきましたので、今年度も継続して実施いたします。

なお、今年度も継続するに当たり、高齢者の皆様にも分かりやすい予約手順をお示しするとともに、一人でも多くの村民の皆様に受診いただけるよう積極的な情報発信に努め、一人一人が心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指してまいります。

次に、阿武隈川上流遊水地群整備計画への取組についてですが、現在、国では各地権者等と用地協議を進めており、3月末現在の取得率は、遊水地全体で44%、第二遊水地においては24%となっております。第二遊水地の取得率は、令和5年度末の7%から17ポイント上昇しましたが、国では農地のみを保有する地権者との協議を先行しているといった事情から、第一及び第三遊水地に比べて取得率が低い状況となっており、この数字だけではそうした方針や背景が十分伝わらず、事業に対する地域の協力が正しく認識されないおそれがあることから、国に対し、取得率等の公表には注釈をつけるなど、丁寧に説明するよう求めているところであります。

家屋の集団移転先となる代替地の整備については、現在、国において詳細設計が進められているとともに、用地取得に向けた準備が行われております。4月中旬には、代替地予定地において埋蔵文化財の試掘調査が行われるなど、造成に向けた調査や準備も進められており、国では用地の協議が整い次第、埋蔵文化財に係る本調査の必要がないと判断された小高字稻荷畷地区から整備に着手していく予定としております。

また、昨年11月から第二遊水地内的一角に整備を進めてきました試験圃場については、3月末に約20アールの水田2枚が完成し、去る5月15日に行われた田植の様子は、新聞、テレビでも報道され、地内農地利用の実現に向けた課題等も伝えられるなど、遊水地整備の現状

を発信する機会にもなりました。試験圃場は、遊水地内の掘削後の高さと同じ地盤を使った水田でコシヒカリを栽培し、通常の水田で育てた水稻と品質や収量を比較することを目的としており、試験栽培を通じて得られる様々な知見やデータ等は、遊水地内における農地利用を検討する上で重要な基礎資料となることから、十分な収集、検証が行えるよう、引き続き国や県、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、今年度は、架け替えを行う玉城橋及び成竜橋の下部工工事の着手が予定されるなど、遊水地群の整備は今後さらに具体的な動きになってまいります。村といたしましては、整備に伴う一つ一つの課題解決に向け、関係機関と連携して取り組んでいくとともに、事業主体である国に対し事業に協力する地域の思いや要望をしっかりと伝え、村民の皆様が納得した形で事業が進められるよう取り組んでまいります。

次に、上下水道の整備についてであります。

まず、上水道事業の水道未普及地域解消事業につきましては、現時点においては四辻新田地区の村中及び川久保地区の一部地域で一般世帯への給水が可能となりましたので、今後は同地区の上水道への加入促進を図るとともに、引き続き河平地区や小半弓地区への管路布設工事を進め、安心・安全な水道水の供給を行ってまいります。

次に、農業集落排水事業玉川地区の整備につきましては、第1期整備として、平成30年度から令和6年度までの7年間、汚水処理施設建設や一部の管路布設工事を実施してまいりました。今年度より第2期整備として、令和7年度から令和11年度までの5年間、玉川地区の未整備区域の管路布設及びポンプ施設等を継続して整備することとしております。

また、昨年度末において、汚水処理施設までの管路がつながった対象者へ室内排管の接続依頼通知を送付いたしました。汚水処理施設は既に完成していることから、今後、接続戸数が増え、一定量の汚水が流入すると処理機能が稼働する状況となりますので、その際に通水式を行うこととしております。

今後につきましても、玉川地区の計画に沿った事業を推進するとともに、供用エリアの拡大を図ってまいります。

次に、学校等整備対策についてでありますが、これまでの経過については、教育委員会事務局において、令和4年度から府内で組織した学校在り方検討プロジェクト会議での検討を踏まえ、さらに令和6年度からは村民等の代表で組織された玉川村立小中学校の在り方検討委員会で様々な角度から協議し、提言書として取りまとめていただきました。今年1月には、教育委員会から村に対して、この提言書を基にした意見書を頂いたところであります。

この意見書の内容を踏まえ、今年度4月から教育委員会内に学校等整備対策室を新たに設置し、今後の中学校の在り方等について専門的に対応しており、4月末には統合小学校建設等に係る基本構想策定業務に着手したところであり、5月には現施設や用地の調査を実施し、6月2日には令和7年度1回目となる玉川村立小中学校の在り方検討委員会を開催いたしました。

今後、玉川村らしい教育や、これから時代にふさわしい学習空間を取り入れた構想とするため、施設統合の方法や整備予定候補地の選定、敷地や施設の現状や課題等を調査し、施設に備えるべき機能、場所、整備スケジュールに加え、跡地利用等についても具体的に検討してまいります。

次に、村制施行70周年について申し上げます。

玉川村は昭和30年3月31日に誕生し、今年、節目となる村制施行70周年を迎えました。この70年間で、経済や社会構造の変化に伴い、農業や商業、観光業など様々な分野で新たな取り組みが行われ、玉川村は、多くの課題に挑戦し、未来を切り開きながら進化を遂げてまいりました。この70周年という節目を機に、玉川村がさらなる発展を成し遂げるために、先人の皆様や村民の皆様の思いを大切にし、皆様と共に手を携え、未来に向けて新たな一歩を踏み出し、歩み続けていくことが我々に課せられた責務であります。

今年度においては、11月7日に村制施行70周年記念式典を開催するとともに、玉川村文化講演会「天童よしみコンサート」や玉川大学管弦楽団による演奏会など、関連行事を開催することとしておりますので、村民の皆さんと一緒に大いに盛り上げてまいりたいと考えております。

次に、本定例会に提出している議案についてご説明を申し上げます。

議案第21号 専決処分の承認を求めることがあります、令和6年度玉川村一般会計において、地方交付税や国・県支出金等の一部に未確定のものがあり、これらが年度末に確定したため、令和6年度玉川村一般会計補正予算（第7号）に計上し、専決処分したものであります。歳入歳出それぞれ1億5,492万6,000円を減額し、予算の総額を50億1,860万1,000円とするものであります。

この補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

また、特別会計につきましては、玉川村介護保険特別会計及び玉川村後期高齢者医療特別会計、玉川村宅地造成事業特別会計について、それぞれ所要の経費を計上し、地方自治法第

179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第28号 令和7年度玉川村一般会計補正予算（第1号）につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る国庫補助金等を活用した定額減税補足給付金給付事業等に係る費用等を計上し、これらによる一般会計補正予算の総額は3,249万7,000円となり、本年度予算の累計は47億49万7,000円となります。

また、特別会計につきましては、玉川村国民健康保険特別会計について、所要の経費を計上いたしました。

次に、議案第30号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることがあります。が、令和7年3月31日付で1名が辞任したことに伴い、新たに農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

その他の議案といましましては、報告が令和6年度玉川村一般会計繰越明許費についてなど3件、条例が玉川村税条例の一部を改正する条例など3件で、いずれも村政執行上重要な案件であります。

提案いたしました議案の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重にご審議の上、速やかなご議決を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎請願・陳情の処理について（委員会付託）

○議長（小針竹千代君） 日程第5、請願・陳情の処理についてを議題とします。

5月15日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りしました請願・陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会に付託しますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いをいたします。

◎議長発議 予算審査特別委員会の設置について

○議長（小針竹千代君）　日程第6、予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

専決処分の承認を求める令和6年度玉川村各種会計補正予算及び令和7年度玉川村各種会計補正予算の決定に当たり、事業方針や事業内容の詳細について執行部から説明を受け、十分な審査を行うための新たな特別委員会として予算審査特別委員会の設置の必要があると認められます。

お諮りします。

専決処分の承認を求める令和6年度玉川村各種会計補正予算に関する4議案及び令和7年度玉川村各種会計補正予算に関する2議案について、議長を含む全議員で構成する玉川村議会予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小針竹千代君）　ご異議なしと認めます。

よって、予算に関する議案については、議長を含む全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定しました。

ただいま特別委員会委員が決定しましたが、委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会において委員長及び副委員長を互選することになっております。

ここで暫時休議いたします。

特別委員会を開きますので、議員の皆様は議員控室へ移動願います。

(午前10時41分)

○議長（小針竹千代君）　再開いたします。

(午前10時44分)

◎予算審査特別委員会正副委員長互選結果報告について

○議長（小針竹千代君）　日程第7、予算審査特別委員会正副委員長の互選の結果について、その結果が届いております。

先ほど特別委員会が開催され、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、委員長、副委員長が互選されましたので、お配りしました名簿をもって報告といたします。

◎予算の審査について（委員会付託）

○議長（小針竹千代君）　日程第8、予算審査について、先ほど設置されました予算審査特別委員会に付託し、審議することとします。

付託する議案については、議案第21号 専決第1号 令和6年度玉川村一般会計補正予算（第7号）、議案第22号 専決第2号 令和6年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第23号 専決第3号 令和6年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第24号 専決第4号 令和6年度玉川村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）、以上の専決予算4議案と議案第28号 令和7年度玉川村一般会計補正予算（第1号）、議案第29号 令和7年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上、補正予算2議案とします。委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いをいたします。

◎休会の議決

○議長（小針竹千代君）　本定例会における休会についてお諮りいたします。

6月9日は委員会審査のため休会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君）　ご異議なしと認めます。

よって、6月9日は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小針竹千代君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時46分）